

TAKEOFF Gold Coast 留学プログラム約款

第1条 約款の適用

TAKEOFF Gold Coast（以下私共）はこの留学プログラム約款により、留学に関する各種サービス（以下留学プログラム）を提供します。留学サービスとは、当社がおお客様との契約内容に基づき、当社の債務として履行する留学前の相談、入学手続きの代行、渡航に関連する書類の作成、オリエンテーション、留学中のサポートなどを総称するものとします。

第2条 契約の成立時期

当留学プログラムの契約は、申込希望者が私共に対し本約款に基づき申込書を記入・提出し、申込金通常5万円（税込）を支払い、私共が申込書の提出と入金を確認した時点で成立するものとします。

第3条 拒否事由

私共は、下記の理由で申込者からの申し込みを拒否する場合があります。

- ① 申込者が未成年あるいは学生で、留学プログラム申込について親権者の同意がないとき
- ② 申込者の年齢や語学力がプログラムの内容に合致しないとき
- ③ 申込者の健康状態に著しい不安があることが判明したとき

第4条 プログラムの範囲

当留学プログラムは、申込者の希望される海外の学校等への入学等の手続き、私共の企画するオリジナルプログラム参加に関わる滞在施設の手配・手続き、出発にあたっての情報提供を行うものです。受入機関が提供する授業やサービスは各受入機関が企画・運営するものであり、私共が提供するサービスではありません。

当留学プログラムにおいて、私共は以下のサービスを提供します。

- ① 入学のための書類の作成、記入代行、送付、費用の送金、入学許可書など必要書類の入手など
- ② 留学中のホームステイや滞在先などの手配、調査、申し込み
- ③ 出発までの各準備やアドバイスを含む情報提供。電話、スカイプ、個人面談（国内）等。なお、面談に関わる交通費等は申込者の負担となります。
- ④ 留学中はオフィス営業時間内に限り、ご質問やご相談に対応いたします。24時間サポートにお申し込みの方には、専用の連絡先をお教えし、24時間体制で日本語の緊急サポートを提供します。

第5条 費用

- ① 留学プログラムの申込金5万円（税抜）は残額をお支払いいただく際に差し引いて精算いたします。
- ② 現地の授業料や費用であっても、日本発着などのオリジナルプログラムの場合には、日本円でのご請求となります。
- ③ 現地でのオプションツアー参加など現地で追加料金が発生した場合は、現地ご滞在中に限り現地通貨（現金）での精算が可能です。日本円の場合は、私共既定の換金手数料で計算し、ご請求させていただきます。
- ④ 原則として日本から私共の豪口座への海外送金をお願いしております。
- ⑤ 日本口座へお支払いの場合には、海外送金代行手数料として一律7,000円（税込）を頂戴いたします。
- ⑥ 期日までにお支払いがない場合は、一方的に契約を解除する場合がございます。

第6条 渡航手続き費用

- ① 日本出発前にETAS（観光ビザ）の申請・取得が必要となります。私共はお申込者のご希望があれば所定の追加料金を申し受けてビザ申請を行います。1件2,000円（税込）。
- ② ビザ発給の可否は各国大使館/領事館が決定するものであり、このビザ申請の代行はビザの取得を保証するものではありません。ビザが取得できなかった場合でもビザ申請に必要であった費用は返金できません。

第7条 緊急手配料

プログラム開始日まで1ヶ月未満でのお申し込み、あるいはお申し込み後であっても個人的な都合で通学先や開始日を変更する場合、その開始日まで1ヶ月を切る場合には、緊急手配料として3万円（税込）を追加します。また、1ヶ月未満でのお申し込みの場合は、既定のプログラムであっても内容の変更を伴う場合がございます。

第8条 費用のお支払い

- ① 留学費用やその他費用はご請求書に指定された期日までに必ずお支払い下さい。航空券や海外旅行者保険などの手配もお申込みの場合は合わせてご請求致します。
- ② 振込手数料、海外送金手数料は申込者の負担となります。
- ③ クレジットカード、現金でのお支払いはできません。

第9条 契約の解除（取消料）

申込者は、下記の取消料をお支払い頂くことにより契約の全部または一部を解除することができます。その際は、お支払い済みの費用から、下記の取消料および受入機関からの規定により請求される取消料の合計を差し引いた金額を返金致します。ただし、取消料合計がお支払い済みの費用を超える場合は、その超過額を申込者に請求します。

- ① 取消料
 - (a) 申込日より起算し8日目までに解除の場合：取消料なし
 - (b) 申込日より起算し9日目以降に解除の場合：留学手続料（税込金額）の30%および受入機関から請求される取消料
 - (c) 授業開始日の1ヶ月前までに解除の場合：留学手続料（税込金額）の50%および受入機関から請求される取消料
 - (d) 授業開始日の1ヶ月以内の解除の場合：留学手続料（税込金額）の70%および受入機関から請求される取消料
 - (e) 授業開始日の1週間前に解除の場合：留学手続料（税込金額）全額および受入機関から請求される取消料
- ② 解除のお申し出は、その理由と署名、捺印（未成年の場合は保護者の署名、捺印）を書面にてご提出ください。
- ③ 解除に伴う返金で発生する振込手数料は、申込者の負担とします。
- ④ 解除に伴う航空券や宿泊先からの取消料は、申込者の負担となります。

第10条 契約の変更（留学開始前）

契約成立後、申込日から起算して9日目以降に、申込者の都合あるいは私共の責によらない事由により、通学先や滞在を変更する場合、変更手数料として1件の変更につき3万円（税込）を申し受けます。

第11条 契約の変更（留学開始後）

プログラムの開始（渡航）後に、コース変更・短縮・滞在方法の変更、滞在期間の短縮などを希望された場合、手続きのサポートを承ります。その場合は変更手数料3万円（税込）を申し受けます。ただし、通学期間の延長をする場合には変更手数料は頂きません。

第12条 免責事項

私共は、以下に例示するような私共の責によらない事由により、参加ができなくなった場合については一切の責任を負いません。また、申込者の故意、過失、法令・公序良俗や留学先等の規則、当約款の規定に違反した行為があった場合の損害やそれらの行為により私どもがなんらかの損害を被った場合、私共は申込者に損害賠償を請求します。

- ① ご希望の受け入れ機関の基準、事情により入学が許可されなかった場合
- ② 天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、運輸・宿泊機関のサービス提供の中止、当初の運行計画によらないサービスの提供、日本または外国の官公署の命令、運輸・宿泊機関や現地受入機関の争議行為、不慮の事故や災難、申込者の生命または身体の安全確保のため必要な措置、その他不可抗力による場合。
- ③ 申込者が本規約に反した場合
- ④ 通学先内外での活動や生活、スポーツ等に従事して起こった事故や疫病などその他、私共の責によらない事由により留学中に申込者が何らかの損害を被られた場合。

第13条 当方からの解約事由

以下のような事由が発生した場合、私共は当留学プログラム契約を即時解約することができるものとします。なおその場合「第10条 契約の解除」に規定の取消料を申し受けます。

- ① 申込者が私共に提出した書類、情報に虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき。
- ② 病気その他の事由により、申込者がプログラムに参加あるいは続行することが困難または不適切であると私共あるいは受入機関などが判断したとき。
- ③ 申込者またはその関係者が、私共の留学プログラムに関係する他の学生、学校関係者やホストファミリーなどに迷惑を及ぼした場合、プログラムの円滑な運営を妨げたとき、またその可能性が極めて高いと判断したとき。
- ④ 天変地異、戦乱又は暴動、運輸機関等の事故又は争議行為、官公署の命令その他私共の責に帰さない事由によりプログラムの実施が不可能になり、又は不可能になる可能性が極めて高いと私共が判断したとき。
- ⑤ 申込者が、私共から案内した留学手続きに必要な書類などを指定の期日までに送付しないとき。

第14条 留学研修に関する注意事項

- ① 受入機関やホームステイなどは、単に授業や個室を提供するだけではなく、現地の文化・生活の体験、相互理解・国際交流の促進などを趣旨としています。参加者は現地の生活様式や習慣、その国の法規、受入機関の規定、受入家庭の生活様式や習慣を尊重するよう努めて下さい。
- ② 文化や考え方の違いや、現地の事情のために、研修内容が必ずしも参加者の希望しているものと一致しないこともあり得ます。留学する参加者自身の積極的な姿勢や考え方が必要な場合も多くありますので、参加する趣旨を踏まえて、自身の視野を広げるよう、現地での事案には柔軟な姿勢で対処するよう心がけて下さい。
- ③ 現地で発生した問題は帰国後ではなく、必ずその場で私共を通じて解決するようにして下さい。
- ④ 受入機関が提供する研修内容、サービスなどは現地の事情により予告なく変更されることがあります。

第15条 ホームステイに関する注意事項

- ① ホストファミリーは契約に基づいて対価を受け取って部屋や食事を留学生に提供します。ホストファミリーの家では、申込者はお客様ではなく共に生活する家族の一員として扱われます。家事などの分担や自分のことをできる限り自分で行うなど、心がけてください。また、同じプログラムであってもホストファミリーによってその厚意には違いがあります。すべての家庭に同じような環境や厚意が期待できるものではありません。
- ② ホストファミリーの人種や職業、宗教を受け入れられない場合は、ホームステイを申し込むことはできません。
- ③ ホストファミリーの選定に際して申込書に記載の参加者のプロフィールや希望を考慮しますが、必ずしも参加者の希望通りにはならないこともあります。希望通りの家庭でないことを理由にして申込みの取消をされる場合は、「第10条 契約の解除」に従って所定の取消料を申し受けます。
- ④ 現地の様々な事情によりホストファミリーの決定が出発直前になることがあります。また一度決定した家庭が不慮の事故や病気、天災、経済事情、家庭の都合などの理由により出発前、あるいは出発後に変更になることもあります。
- ⑤ ホームステイ先の家庭に2名以上の留学生が滞在している場合があります。
- ⑥ ホームステイ先からの通学に関し、原則としてホストファミリーによる車での送迎が付ききます。中学生以上の場合は公共交通機関での通学になる場合もあります。その場合の交通費は申込者の負担となります。
- ⑦ ホームステイ先でのインターネットアクセスなどの利用は、ファミリーの許可が得られる場合に限り、その指示や条件にしたがって利用してください。
- ⑧ ホームステイ先への帰宅時刻が遅くなる場合は、必ずホストファミリーに連絡するようにしてください。また友人をホームステイ先に連れていきたい場合は、まずホストファミリーの許可を得て下さい。
- ⑨ 親子留学の場合、ホームステイは、部屋の掃除、ベッドメイキング、洗濯などは基本的に自分ですることになります。小学生のお子さま単身プランの場合は、その限りではありません。
- ⑩ ホームステイ先ではパスポート、現金、航空券などの貴重品の管理に十分注意して下さい。
- ⑪ 申込者が、受け入れ家庭や寮のルールに反する行動をした場合、滞在を拒否されることがあります。この場合滞在費用は払い戻されません。またホテルなど他の宿泊施設の手配や費用は申込者に負担して頂きます。
- ⑫ ホームステイの詳細については、別紙のホームステイに関する契約書を必ずお読みください。

第16条 現地空港出迎えサービスについて

このサービスを利用される申込者は、現地に到着するフライトの到着予定時刻やフライト名などに大幅な変更があった場合には速やかに出迎え担当者に連絡をしてください。到着後すぐに出迎えのドライバーに会えなかった場合、しばらくの間は指定のミーティングポイントで出迎えの到着を待ってください。それでも担当者とは会えない場合は指定の現地連絡先に連絡し、対処方法について相談してください。帰国時の空港送迎サービスについては、集合時間や集合場所の約束を必ず守ってください。

第17条 現地での24時間サポートについて

私共の企画する団体プランや、サポートパックをお申し込みのお客様には、現地で24時間日本語の緊急サポートサービスを提供いたします。お申し込み後に24時間専用の連絡先をお伝えします。その場合、通学先やご滞在先までは24時間無料で駆けつけますが、それ以外の場所（病院に搬送する場合や紛失等で警察など）に同行する場合は、1時間当たり50ドル（日本円の場合は5,000円／1時間目以降は30分刻み）をご請求させていただきます。なお、サポートパックをお申し込みでないお客様に対しては、営業時間内（月～金の午前9時から午後5時まで）に限り現地でお電話による対応をさせていただきます。サポートパックをお申し込みでないお客様の場合は、通学先やご滞在先またはそれ以外の場所へ私共が駆けつける必要が生じた場合には、1時間当たり100ドル（日本円の場合は1万円／1時間目以降は30分刻み）をご請求させていただきます。

第18条 海外危険情報等について

渡航先の治安・安全や病気・衛生状況に関する情報は、外務省海外安全ホームページ（www.pubanzen.mofa.go.jp）や厚生労働省「海外渡航者のための感染症情報」（www.forth.go.jp）などでご確認ください。

第19条 個人情報の取り扱いについて

個人情報は、TAKEOFF Gold Coast内で共同利用いたします。取得した個人情報は厳重に取り扱い、下記の目的以外では利用いたしません。

- ① 個人情報はお客様との連絡のために利用させて頂くほか、お申込みのプログラムにおいて運送機関・宿泊機関・受入機関などの提供するサービスの手配および手続きに必要な範囲で利用します。
- ② 上記の個人情報はお申込みのプログラムの手配に必要な範囲で運送機関・宿泊機関・受入機関に提供します。
- ③ 取得した個人情報をお客様の同意なしに、上記の運送機関・宿泊機関・受入機関以外の第三者に提供することはありません。ただし法令などで開示を求められた場合を除きます。
- ④ プログラムの中で撮影された写真等は、私共の今後のサービス、プログラムの告知・集客のために厳格な基準をもって使用することがあります。

第20条 上記に定める以外の案件について

当約款に定められている条項以外の事案が発生した場合には、その都度申込者と私共で然るべき協議の末、両者合意のもとに改善、解決に向けて進めていくものとする。

TAKEOFF Gold Coast
QEAC N421 豪政府公認留学エージェント
ABN 66 943 751 831, ASIC登録
(2019-2020年版)